

一 般 質 問 通 告 書

令和 6 年 1 月 2 9 日

議 会 議 長 様

議席番号 1 4 番

議員氏名 平 川 忠 良

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. 「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査支援事業	国の令和5年度補正予算で、「1 か月児」及び「5 歳児」健康診査（健診）支援事業があります。現在、乳幼児健診については、母子保健法により市町村において「1 歳 6 か月児」及び「3 歳児」に対する実施が義務付けられています。また、乳児期（「3 から 6 か月頃」及び「9 から 1 1 か月頃」）の健診についても、全国的に実施されている状況となっています。こうした中で、国の補正予算による支援事業は、新たに「1 か月児」及び「5 歳児」に対する健診の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健診の実施体制を整備することを目的としています。 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことにより、全国の自治体での「1 か月児」及び「5 歳児」の健診の実施を目指としています。 鴻巣市では平成23年10月から5歳児健診を開始しています。軽度の発達障がい、集団生活を経験する幼児以降になってはじめて、その臨床的特徴が顕在化してくるため、5歳児に発達相談（健診）を行うことで、発達障がいを早期に発見することができます。また、就学時健診前から、就学に向けて助言や指導などの適切な対応を早期に行うことにより、保護者の不安を軽減し、幼児の心身のより健全な発達を促すことを目的としています。 そこで、伺います。	町長 副町長 健康支援課長 担当課長

1 月 2 9 日 午前・午後 8 時 3 5 分 受理

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
2. 健康長寿延伸の取組は	(1) 本事業の目的には、「新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成（補助率：国1／2、市町村1／2）することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。」との記載があるが、町においては切れ目のない健診の重要性・実施体制について、どのように考えるか。 (2) 実施するとした場合に、従事者の小児科医師・臨床心理士・保育士・保健師等の対応は可能な状況下か。 (3) 5歳児健診は原則として集団健診としているが、丁寧な健診をすべきと考える。町の考えは。 (4) 義務付けられている健診の実施で、対応は充分と考えているのか。 県は健康寿命の延伸と医療費抑制を目指し、平成27年度から「健康長寿埼玉プロジェクト」を実施し、健康長寿に関する優秀な取組を行った市町村を健康長寿優秀市町村として表彰しています。受賞市町村には国民健康保険保険給付費等交付金の優先配分があり、優秀賞は1000万円、優良賞は500万円、特別賞は300万円となっています。令和5年度（令和4年度の取組評価）優秀賞を受賞した5市町の1つに宮代町が入っています。なお、宮代町は優秀賞を4年連続で受賞しているとのことです。 そこで、伺います。 (1) 町として、「健康長寿埼玉プロジェクト」の実施に向けて取り組んだ内容は。また、その成果は。 さらに、受賞に至らない現状について分析は。 (2) 健康寿命の延伸と医療費抑制に対する町の認識は。 (3) 令和6年3月で埼玉県コバトン健康マイレージのサービスが終了し、新たに令和6年1月よりスマホの「コバトンALKOO（あるこう）マイレージ」がスタートしました。町としての取組は。 (4) 令和6年度予算では、健康寿命の延伸と医療費抑制策の新たな取組について、どのように考えているのか。	町長 副町長 健康支援課長 町民課長 担当課長

質問事項	質問要旨	指定答弁者
3. 災害時のトイレの確保策は	1月1日夕方、石川県能登半島を震源とする最大震度7の能登半島地震が発生しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今もなお約1万5千人（1月29日現在）の方々が避難を余儀なくされておりますことに、心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧復興を望みます。 さて、能登半島地震の被災地では、断水が長引いており、「トイレ問題」が深刻になっています。いつもどの災害においても、「トイレ問題」は課題となります。 そこで、伺います。 （1）当町における、災害時のトイレの確保策は、どのようなになっているのか。 （2）越谷市は、「トイレトレーラー」を県内で初めて導入した。今回、災害派遣トイレネットワークプロジェクトを通じて、被災した石川県珠洲市へ「トイレトレーラー」を派遣した。助け合いの一端を担ったと評価している。 令和3年9月議会の一般質問において、伊藤議員が「トイレトレーラー」導入の提案をしている。その時は、「調査研究」との答弁であったが、その後の検討結果は。	町長 副町長 危機管理課長 担当課長